第三十一条第一項中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第二項中「第八十一条の二第二項」を「第八十一条第二項」に改める。

第三十一条の二の見出し中「特定空港運営事業」を「特定空港運営事業等」に改め、同条中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第八十二条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登録の申請書に、当該登録が同項の規定に該当するものであることについての地方道路公社の証明書で、当該登録に係る同項に規定する公共施設等運営権の設定を受けた者が同項に規定する公社管理道路運営権者であること及び当該公社管理道路運営権者が当該公共施設等運営権の設定を受けた日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の五第一項中「倉庫等以外の」及び「当該取得をした建物のうちに倉庫の用に供する部分がある場合にあつては、当該建物の床面積に占める倉庫以外の用に供する部分の床面積の割合（以下この条において「倉庫以外の床面積の割合」という。）並びに」を削り、同条第二項第一号イ及び第三項第一号中「倉庫等以外の」及び「倉庫以外の床面積の割合（当該取得をした建物のうちに倉庫の用に供する部分がある場合に限る。）並びに」を削る。

第三十七条の三第一項中「第七条」を「第七条第一項及び第十条の四」に改める。

第四十条中「第四十条の四」を「第四十条の六」に改める。

第四十条の四の見出し中「衝突被害軽減制動制御装置」を「車両安定性制御装置等」に改め、同条第一項中「第九十条の十四第一項」の下に「及び第二項」を加え、「衝突被害軽減制動制御装置」を「車両安定性制御装置（同条第一項に規定する車両安定性制御装置をいう。第三項及び第六項において同じ。）及び衝突被害軽減制動制御装置（同条第一項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第六項において同じ。）」に、「検査自動車（法第九十条の十第一項に規定する検査自動車をいう。）」を「自動車」に改め、同条第四項中「及び第三号」を削り、「牽引自動車と」を「自動車と」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置」を「衝突被害軽減制動制御装置」に改め、「並びに同項第二号及び第三号に規定する平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で財務省令で定めるもの」を削り、「に規定する衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」を「の基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第九十条の十四第一項第一号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

第四十条の四に次の一項を加える。

6　法第九十条の十四第三項に規定する財務省令で定める検査自動車は、当該検査自動車に係る自動車検査証に当該検査自動車が車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれか一方の装置を搭載した車両であることが記載されている自動車とする。

第四十条の四を第四十条の六とする。

第四十条の三を第四十条の五とする。

第四十条の二第二項第一号中「車両総重量」の下に「（法第九十条の十第一項に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第四十条の四第三項において「細目告示」という。）」を「細目告示」に改め、同条第三項第一号中「その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）」を「特定基準」に改め、同条第六項中「又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車」を削り、同項第一号中「に掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値、同表のホに掲げる自動車については同表のホに掲げる値、同表のヘに掲げる自動車については同表のヘに掲げる値、同表のトに掲げる自動車については同表のトに掲げる値、同表のチに掲げる自動車については同表のチに掲げる値、同表のリに掲げる自動車については同表のリに掲げる値、同表のヌに掲げる自動車については同表のヌに掲げる値、同表のルに掲げる自動車については同表のルに掲げる値、同表のヲに掲げる自動車については同表のヲに掲げる値、同表のワに掲げる自動車については同表のワに掲げる値及び同表のカに掲げる自動車については同表のカに掲げる値」を「に掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のホに掲げる値及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル」を「実施要領第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を「平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車」に改め、同条第八項第一号中「。第三十項において「乗用車判断基準告示」という。」を削り、同条第二十九項から第三十二項までを削り、同条第二十八項中「第九十条の十二第四項」を「第九十条の十二第五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十七項中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第三十項とし、同項の次に次の七項を加える。

31　法第九十条の十二第四項第一号イに規定する乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上で平成三十二年度燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車にあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十五未満）であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

32　法第九十条の十二第四項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

33　法第九十条の十二第四項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

34　法第九十条の十二第四項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。